

第51回（令和元年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

# 模範解答

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

## 第51回 本 試 験 分 析

### ◎特徴

1. 選択式…労一・社一の両一般常識科目を除けば、基本事項からの出題が多く、全体としては得点しやすい内容であった。その一方、一般常識科目は、労一で「技能検定」から、社一では、確定拠出年金法のうち、「障害給付金」の細かい内容が出題されており、高得点が難しい内容になっている。
2. 択一式…全体的にここ数年では比較的難易度の高い出題内容であった。労災保険法や健康保険法は、細かい内容やあまりなじみのない規定・通達からの出題が多く、高得点が望みにくい内容となっていた。また、年金2法についても、厚生年金保険法が正解肢が基本事項である問題や消去法で正解肢を導くことが可能な問題で構成されているのに対し、国民年金法は、考える問題、事例問題の比率が高く、正答を導き出すために技術が必要な内容となっていた。

### ◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 26 点以上 各科目 3 点以上
2. 択一式… 総得点 43 点以上 各科目 4 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月13日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

### ◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

#### 【選択式】

| 科目 | 労基・安衛 | 労 災 | 雇 用 | 労 一 | 社 一 | 健 保 | 厚 年 | 国 年 | 計  |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 得点 | 4     | 5   | 5   | 3   | 3   | 5   | 5   | 4   | 34 |

#### 【択一式】

| 科目 | 労基・安衛 | 労災・徴収 | 雇用・徴収 | 労一・社一 | 健 保 | 厚 年 | 国 年 | 計  |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|----|
| 得点 | 6     | 5 + 2 | 5 + 2 | 3 + 3 | 6   | 8   | 7   | 47 |

### ◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…A、B、D、Eは基本条文からの出題。Bはポピュラーな最高裁判例からの出題で、選択肢から候補を4つ挙げれば、自ずと答えは導き出せると思われる。
- 労 災 …いずれも平易な内容であった。迷うとすればD、Eであるが、平成27年の本試験（択一式問4）で出題されているので、過去問を学習していれば正解は可能である。
- 雇 用 …すべて基本事項であるので、確実に得点しておきたい。
- 労 一 …Aは「技能検定」とあるところから「技能士」を選択することができるであろう。Dは女性の社会進出が進んでいる現状をみれば、推測できるのではないで

あろうか。Eは正解するのは困難である。

- 社 一 …全体的に解きにくい。A及びBは健保法の埋葬料と結びつけることができれば、また、C及びEは、テキストの細かい内容まで把握することができていれば、得点できるかもしれないというレベルであろう。Dで確実に1点、他の4つでなんとか2点得点したい。
- 健 保 …全て基本事項からの出題である。Bは事例問題ではあるが、難易度は高くなく、条文の規定を押さえていれば正答を得られる内容であった。高得点が狙える問題である。
- 厚 年 …Bはやや細かい箇所であるが、平成26年に択一式で出題された実績があることから、5点獲得も十分可能であると思われる。
- 国 年 …積立金の運用については、昨年（平成30年）に厚生年金保険法の選択式で出題されていたこともあり、取組み易かったものと思われる。全体的に平易な内容であったと思われる。

## ◎ 択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…合格者レベルでも違和感なく正解肢を選べるのは問3、4、5、7の4問くらいである。問1、2、8、10は、難問とはいえないまでも、注意深く読み込まないと足元をすくわれる。問6は、BとDは難問である。
- 労災・徴収…労災法は、施行規則や通達からの出題が多いが、正解肢が基本事項である問題や、考えれば分かる問題も多いため、5点は確保したい。個別の保険給付に関する出題は、問5の療養（補償）給付のみであった。徴収法は、細かい部分を問う肢もあるが、全体的に平易な論点からの出題であるといえる。しかし、問10については、正確な判断が容易とはいえなかった。
- 雇用・徴収…雇用法は、問7は得点しがたいが、問1、3、4、5はいずれも正解肢が明確に判断できる問題であるので、4点は確実に得点しておきたい。徴収法は、労災側と同様に、全体的には平易な出題が多かったが、問10に関しては正確な理解が求められる論点であり、判断を誤りかねない出題だった。
- 常 識 …労一は、問3の正解肢Aについては、労働契約の締結前に労働条件を説明することが含まれることは、紛争を未然に防止する法の趣旨から当然であると気づけたかどうかポイントとなる。問4及び問5は、正解肢が平易であるので確実に得点しておきたい。社一は、問6、7、9は、正解肢が明白なので確実に得点したい。問10は沿革の問題であるが、細かい知識が問われており、正解を導き出すことは困難であると思われる。
- 健 保 …細かい事項やあまり馴染みのない規定・通達からの出題が多く、例年に比べて難易度の高い問題構成であった。問9のエは、改正箇所からの出題である。
- 厚 年 …全体的に正解肢が基本事項である問題や消去法で正解肢を導くことが可能な問題で構成されているので、テキスト及び過去問等の学習がしっかりできていれば、8点以上獲得することも十分可能であると思われる。
- 国 年 …考える問題、事例問題の比率が高く、昨年に比べると難易度は上がっている。旧法の知識を求める問題も散見された。問10の正解肢Aなどは、図を描かないと正確な判断はできないものと思われる。

## 選 択 式 解 答

2019年8月25日14:00現在

### 〔問 1〕 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法26条、法27条、最一小昭和62.4.2あけぼのタクシー事件、安衛法1条、法12条1項、則10条3号)

- A (17) 平均賃金
- B (12) 支給対象期間と時期的に対応する期間
- C (19) 労働時間
- D (4) 快適な職場環境
- E (18) 労働衛生コンサルタント

### 〔問 2〕 労働者災害補償保険法

(法7条1項3号、法12条の8,2項、法21条、法31条1項1号、平成17.9.22基発0922001号)

- A (2) 労働基準
- B (4) 二次健康診断等
- C (3) 傷 病
- D (4) 10 日
- E (4) 1 年

### 〔問 3〕 雇用保険法

(法21条、法61条の4,1項)

- A (5) 疾病又は負傷
- B (7) 通算して7日
- C (2) 休業を開始した日
- D (16) 引き続き30日
- E (12) 通算して12箇月

### 〔問 4〕 労働に関する一般常識

(職業能力開発促進法50条1項、令7条、平成29.4.28厚労告189号、女性活躍推進法9条、法10条、平成29年版厚生労働白書P136、「平成29年就業構造基本調査(総務省)」)

- A (15) 技能士
- B (7) 35
- C (12) えるぼし
- D (18) すべての年齢階級で上昇
- E (2) 2

### 〔問 5〕 社会保険に関する一般常識

(船保法30条、法72条1項、令2条1項、令6条1項、介保法115条の46,1項、国保法4条2項、確拠法37条1項)

- A (16) その資格を喪失した後3か月以内
- B (2) 50,000円
- C (18) その保健医療の向上及び福祉の増進
- D (5) 安定的な財政運営
- E (11) 障害認定日から70歳に達する日の前日

### 〔問 6〕 健康保険法

(法47条、法99条1項、4項、法108条1項、法160条の2、令46条1項、昭和26.1.24保文発162号)

- A (8) 9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する
- B (6) 4月5日から
- C (17) 日
- D (13) 当該事業年度及びその直前の2事業年度内
- E (9) 12分の1

### 〔問 7〕 厚生年金保険法

(法34条1項、法36条の2,2項、法86条4項、令4条の2の16,1号、3号、則99条、則101条)

- A (17) 発する日から起算して10日
- B (8) 24か月分以上及び5千万円以上
- C (19) 保険給付の額
- D (2) 3月から翌年2月
- E (15) 当該2月の支払期月

### 〔問 8〕 国民年金法

(法75条、法92条の2の2,1項、2項、法97条1項)

- A (8) 将来の給付の貴重な財源
- B (1) 国民年金事業の運営の安定
- C (20) 保険料の徴収上有利
- D (17) 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日
- E (16) 納期限の翌日から3月

## 択一式解答

2019年8月25日19:30現在

| 科目名                  | 問1 | 問2 | 問3 | 問4 | 問5 | 問6 | 問7 | 問8 | 問9 | 問10 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 労働基準法<br>労働安全衛生法     | A  | C  | C  | C  | B  | D  | B  | D  | E  | C   |
| 労災保険法<br>(徴収法含む)     | E  | C  | C  | E  | D  | B  | A  | D  | B  | C   |
| 雇用保険法<br>(徴収法含む)     | E  | A  | B  | D  | B  | C  | D  | E  | A  | C   |
| 労働及び社会保険<br>に関する一般常識 | A  | E  | A  | B  | D  | A  | C  | D  | E  | A   |
| 健康保険法                | C  | D  | E  | B  | E  | D  | A  | E  | D  | C   |
| 厚生年金保険法              | E  | C  | A  | D  | E  | E  | D  | B  | A  | B   |
| 国民年金法                | C  | C  | B  | E  | C  | A  | D  | D  | E  | A   |

## 得点レベル一覧表

### 【選択式】

| 科目名                                      | A | B | C | D | E | ◎  | △  | ● |
|------------------------------------------|---|---|---|---|---|----|----|---|
| 労働基準法<br>労働安全衛生法                         | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | 4  | 1  | 0 |
| 労災保険法                                    | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 5  | 0  | 0 |
| 雇用保険法                                    | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 5  | 0  | 0 |
| 労働一般常識                                   | △ | △ | △ | △ | ● | 0  | 4  | 1 |
| 社会一般常識                                   | △ | △ | △ | ◎ | △ | 1  | 4  | 0 |
| 健康保険法                                    | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 5  | 0  | 0 |
| 厚生年金保険法                                  | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | 4  | 1  | 0 |
| 国民年金法                                    | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | 4  | 1  | 0 |
| (◎：確実に得点してほしい △：できれば得点してほしい<br>●：得点は難しい) |   |   |   |   |   | 28 | 11 | 1 |

### 【択一式】

| 科目名                              | 問 1 | 問 2 | 問 3 | 問 4 | 問 5 | 問 6 | 問 7 | 問 8 | 問 9 | 問10 | ◎  | △  | ●  |    |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 労働基準法<br>労働安全衛生法                 | △   | △   | ◎   | ◎   | ◎   | ●   | ◎   | △   | ●   | △   | 4  | 4  | 2  |    |
| 労災保険法<br>(徴収法含む)                 | ◎   | ●   | △   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | △   | 7  | 2  | 1  |    |
| 雇用保険法<br>(徴収法含む)                 | ◎   | △   | ◎   | ◎   | ◎   | △   | ●   | ◎   | ◎   | △   | 6  | 3  | 1  |    |
| 労働及び社会保険<br>に関する一般常識             | △   | ●   | △   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ●   | ◎   | ●   | 5  | 2  | 3  |    |
| 健康保険法                            | △   | △   | △   | ◎   | △   | ◎   | ◎   | △   | △   | △   | 3  | 7  | 0  |    |
| 厚生年金保険法                          | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | △   | ◎   | ◎   | △   | ◎   | ◎   | 8  | 2  | 0  |    |
| 国民年金法                            | △   | △   | ◎   | ◎   | △   | ◎   | △   | ◎   | ◎   | ●   | 5  | 4  | 1  |    |
| ( ◎ : 確実に得点してほしい<br>● : 得点は難しい ) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 個数 | 38 | 24 | 8  |
|                                  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | %  | 54 | 34 | 12 |

# 選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

## 【 労働基準法 】

労働基準法第 27 条は、出来高払制の保障給として、「使用者は、[ C ]に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。」と定めている。

C：労働時間

教材・箇所等

暗記カード① 労基－13

出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、[ I ]に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

I：労働時間

労働基準法第 27 条は、出来高払制の保障給として、「使用者は、[ C ]に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。」と定めている。

C：労働時間

教材・箇所等

トレーニング 第 I 部 問 4

出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、[ A ]に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

A：労働時間

労働基準法第 27 条は、出来高払制の保障給として、「使用者は、[ C ]に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。」と定めている。

C：労働時間

教材・箇所等

プラス補講レジュメ 第 1 回 問 4

出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、[ D ]に応じ一定額の賃金の[ E ]をしなければならない。

D：労働時間

## 【 労働安全衛生法 】

労働安全衛生法は、その目的を第1条で「労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、[ D ]の形成を促進することを目的とする。

D：快適な職場環境

### 教材・箇所等

#### ミニテスト 第1回

労働安全衛生法は、[ A ]と相まって、労働災害の防止のための[ B ]の確立、責任体制の明確化及び[ C ]の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の[ D ]を確保するとともに、快適な[ E ]の形成を促進することを目的とする。

E：職場環境

労働安全衛生法は、その目的を第1条で「労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、[ D ]の形成を促進することを目的とする。

D：快適な職場環境

### 教材・箇所等

#### 暗記カード① 安衛－1

労働安全衛生法は、[ A ]と相まって、労働災害の防止のための[ B ]の確立、[ C ]及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の[ D ]を確保するとともに、[ E ]の形成を促進することを目的とする。

E：快適な職場環境

衛生管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならないが、厚生労働省令で定める資格を有する者には、医師、歯科医師のほか[ E ]などが定められている

E：労働衛生コンサルタント

### 教材・箇所等

#### 暗記カード① 安衛－6

その事業場に[ D ]の者を選任すること。ただし、2人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に[ E ]がいるときは、当該者のうち1人については、この限りでない。

E：労働衛生コンサルタント

## 【 労働者災害補償保険法 】

同法の保険給付とは、業務災害に関する保険給付、通勤災害に関する保険給付及び  
[ B ]給付の3種類である。

B : 二次健康診断等

教材・箇所等

トレーニング 第Ⅰ部 問1

労災保険法による保険給付は、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付並びに[ D ]とする。

D : 二次健康診断等給付

事業主がこの提出について、保険手続に関する行政機関による指導も、都道府県労働保険事務組合連合会又はその会員である労働保険事務組合による加入勧奨も受けていない場合において、保険関係が成立してから[ E ]を経過してなお保険関係成立届を提出していないときには、原則、重大な過失と認定される。

E : 1年

教材・箇所等

トレーニング 第Ⅱ部 問7

行政機関から労災保険に係る保険関係成立届の提出について指導等を受けた事実はないが、保険関係の成立の日以降[ C ]を経過してなおその提出を行っていない事業主については、原則、「重大な過失」と認定し、保険給付の額の[ D ]%に相当する額が、支給の都度、徴収される。

C : 1年

D : 40

## 【 雇用保険法 】

1 雇用保険法第21条は、「基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（〔 A 〕のため職業に就くことができない日を含む。）が〔 B 〕に満たない間は、支給しない。」と規定している。

A：疾病又は負傷

B：通算して7日

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－16

1. 待期

基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を〔 A 〕。）が〔 B 〕に満たない間は、支給されない。

A：含む

B：通算して7日

2 雇用保険法第61条の4第1項は、…（略）…「当該〔 C 〕前2年間（当該〔 C 〕前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により〔 D 〕以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、みなし被保険者期間が〔 E 〕であつたときに、支給単位期間について支給する。」と規定している。

C：休業を開始した日

D：引き続き30日

E：通算して12箇月

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－41

(2) 原則として、休業開始日前〔 B 〕に、みなし被保険者期間が〔 C 〕以上あること。

B：2年

C：通算して12箇月

2 雇用保険法第61条の4第1項は、…  
(略) …「当該〔 C 〕前2年間（当該  
〔 C 〕前2年間に疾病、負傷その他厚生  
労働省令で定める理由により〔 D 〕  
以上賃金の支払を受けることができなかつた  
被保険者については、当該理由により賃金の  
支払を受けることができなかつた日数を2年  
に加算した期間（その期間が4年を超える  
ときは、4年間）に、みなし被保険者期間  
が〔 E 〕であつたときに、支給単位期間  
について支給する。」と規定している。

C：休業を開始した日

D：引き続き30日

E：通算して12箇月

#### 教材・箇所等

#### トレーニング 第I部 問9

1 育児休業給付金は、…（略）…厚生労働省  
令で定めるところにより、その1歳に満たない  
子（…（略）…）を養育するための休業を  
した場合において、原則として、当該休業を  
開始した日〔 C 〕に、みなし被保険者期間  
が〔 D 〕以上であつたときに、支給単位期  
間について支給する。

C：前2年間

D：通算して12か月

1 雇用保険法第21条は、「基本手当は、  
受給資格者が当該基本手当の受給資格に  
係る離職後最初に公共職業安定所に求職  
の申込みをした日以後において、失業し  
ている日（〔 A 〕のため職業に就くこ  
とができない日を含む。）が〔 B 〕に満  
たない間は、支給しない。」と規定してい  
る。

A：疾病又は負傷

B：通算して7日

#### 教材・箇所等

#### 実力テスト第3回 問2

3 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の  
受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所  
に求職の申込みをした日以後において、失業  
している日（疾病又は負傷のため職業に就く  
ことができない日を含む。）が〔 E 〕に満た  
ない間は、支給されない。

E：通算して7日

## 【 健康保険法 】

イ 前年（１月から３月までの標準報酬月額については、前々年）の〔 A 〕全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内において規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

A：９月３０日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する

教材・箇所等

暗記カード② 健保-23

(2) 前年（１月から３月までの標準報酬月額については、前々年）の〔 B 〕における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

B：９月３０日

イ 前年（１月から３月までの標準報酬月額については、前々年）の〔 A 〕全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

A：９月３０日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する

教材・箇所等

上級演習本科生用演習問題 健保②問２

(2) 前年〔 C 〕までの標準報酬月額については、前々年）の〔 D 〕における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその〔 E 〕で定めた額があるときは、当該〔 E 〕で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

D：９月３０日

全国健康保険協会は、毎事業年度末において、[ D ]において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、健康保険法第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額を除く。）の 1 事業年度当たりの平均額の[ E ]に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

D：当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内

E：12 分の 1

#### 教材・箇所等

#### 全国公開模試 問 6

健康保険法施行令第 46 条第 1 項において、全国健康保険協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の[ A ]内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、同法第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額を除く。）の 1 事業年度当たりの平均額の[ B ]に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を[ C ]として積み立てなければならないとされている。

A：2 事業年度

B：12 分の 1

全国健康保険協会は、毎事業年度末において、[ D ]において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、健康保険法第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額を除く。）の 1 事業年度当たりの平均額の[ E ]に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

D：当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内

E：12 分の 1

#### 教材・箇所等

#### トレーニング 第Ⅱ部 問 2

全国健康保険協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の[ A ]内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拋出金及び退職者給付拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、国庫補助の額を除く。）の 1 事業年度当たりの平均額の[ B ]に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

A：2 事業年度

B：12 分の 1

## 【 厚生年金保険法 】

2 政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。）を政府等が保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、[ C ]を調整するものとされている。

C：保険給付の額

教材・箇所等

暗記カード② 厚年－2

### 4. 調整期間

政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な[ H ]を政府等が保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、[ I ]を調整するものとし、政令で、[ I ]を調整する期間（「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

H：積立金

I：保険給付の額

3 …（略）…また、毎年、[ D ]までの間において上記により切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを[ E ]の年金額に加算するものとする。

D：3月から翌年2月

E：当該2月の支払期月

教材・箇所等

全国中間模試特典 選択式予想問題① 問7

3 毎支払期月における年金の支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするが、[ D ]までの間においてこれにより切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該[ E ]の支払期月の年金額に加算するものとする。

D：毎年3月から翌年2月

E：2月

教材・箇所等

上級演習本科生用演習問題 厚年①問2

1 … (略) …これに対して、当該督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないときは、厚生労働大臣は国税滞納処分の例によってこれを処分することができるが、厚生労働大臣は所定の要件に該当する場合にはこの権限を財務大臣に委任することができる。この要件のうち、滞納の月数と滞納の金額についての要件は、それぞれ〔 B 〕である。

B : 24 か月分以上及び5千万円以上

厚生年金保険法第 100 条の5第1項に規定する政令で定める事情〔悪質な保険料滞納者と認められる事情〕は、次の(1)から(4)の〔 A 〕該当するものであることとする。

(1) 納付義務者が〔 B 〕分以上の保険料を滞納していること。

(2) … (略) …

(3) 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額… (略) …が〔 D 〕円以上であること。

B : 24 月

D : 5,000 万

【 国民年金法 】

教材・箇所等

科目別答練第6回 問4

国民年金法第 75 条では、「積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、〔 A 〕となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、〔 B 〕に資することを目的として行うものとする。」と規定している。

A : 将来の給付の貴重な財源

B : 国民年金事業の運営の安定

積立金（年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。以下同じ。）の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、〔 A 〕の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら〔 B 〕のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

A : 将来の給付

B : 国民年金の被保険者の利益

国民年金法第 97 条第 1 項では、「前条第 1 項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、[ D ]までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該[ E ]を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が 500 円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

D：納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日

E：納期限の翌日から 3 月

## 教材・箇所等

### トレーニング 第Ⅱ部 問 5

国民年金法第 96 条第 1 項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、[ A ]から徴収金完納又は財産差押 [ B ]までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該[ A ]から[ C ]を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が[ D ]未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

A：納期限の翌日

B：日の前日

C：3 月

D：500 円

国民年金法第 97 条第 1 項では、「前条第 1 項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、[ D ]までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該[ E ]を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が 500 円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

D：納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日

E：納期限の翌日から 3 月

## 教材・箇所等

### 暗記カード② 国年－21

上記 1 (1)によつて督促をしたときは、[ A ]は、徴収金額に、[ F ]から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から[ G ]を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が[ H ]未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは徴収しない。

A：厚生労働大臣

F：納期限の翌日

G：3 月

H：500 円

択一式解答・解説（科目別）

## 労働基準法及び労働安全衛生法

### 〔問 1〕 正解 A

根拠条文 法12条1項、2項、4項、昭和26.12.27基収5926号、昭和33.2.13基発90号。平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうが、平均賃金の算定に当たって、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日から起算した3箇月間が計算期間となる。なお、賃金ごとに賃金締切日が異なる場合の「直前の賃金締切日」は、それぞれ各賃金ごとの賃金締切日とされる。また、設問の賃金は、いずれも平均賃金に算入すべき賃金である。以上を踏まえて設問をみると、設問は、7月20日に算定事由が発生しているため、毎月25日が賃金の締切日とされている基本給、通勤手当、職務手当については、その直前の6月25日から遡った3箇月間（3月26日から6月25日までの92日）が計算期間となり、毎月15日が賃金の締切日とされている時間外手当については、直前の7月15日から遡った3箇月間（4月16日から7月15日までの91日）が計算期間となる。よって、Aが正しい記述となる。

### 〔問 2〕 正解 C

- A × 法32条の2,1項、則12条の2。1箇月単位の変形労働時間制の変形期間を「1か月」とする場合においては、必ずしも毎月1日から末日までの暦月によるものとする必要はなく、「1日」以外の日を起算日とすることもできる。
- B × 法60条1項、法66条1項、則12条の6。満18歳に満たない者について1箇月単位の変形労働時間制を適用しない旨の記述は正しいが、「適用除外を請求した育児を行う者」について1箇月単位の変形労働時間制を適用しない旨の規定はない。
- C ○ 法32条の2,1項、平成6.3.31基発181号。設問の通り正しい。

- D × 法32条の2, 1項、平成11. 1. 29基発45号。1箇月単位の変形労働時間制は、就業規則その他これに準ずるものに定めることによって採用することができる。また、労使協定により採用することもできるが、この場合においては、労使協定の締結により効力が発生するのであって、届出が効力発生要件となっているものではない。
- E × 法32条の2, 1項、平成9. 3. 25基発195号。1箇月単位の変形労働時間制においては、1日の労働時間の限度は定められていない。また、変形期間として定められた期間を平均し1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において各労働日の労働時間を定めなければならない。

〔問 3〕 正解 C（アとオ）

- ア × 法4条、平成9. 9. 25基発648号。当該事業場において女性労働者が平均的に勤続年数が短いことを理由として女性労働者の賃金に差別をつけることも、法4条の「女性であることを理由」とした差別に含まれる。
- イ ○ 法5条。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法7条、昭和22. 11. 27基発399号。設問の通り正しい。
- エ ○ 法9条、昭和63. 7. 30基収355号。設問の通り正しい。
- オ × 法11条、昭和63. 3. 14基発150号。設問のガソリン代は実費弁償であり、労働基準法にいう「賃金」には該当しない。

〔問 4〕 正解 C

- A × 法15条1項、則5条1項、平成11. 1. 29基発45号。期間の定めをしない労働契約の場合は、その旨を明示しなければならない。
- B × 法18条1項、昭和25. 9. 28基収2048号。設問の退職積立金制度は、法18条の禁止する強制貯蓄に該当する。
- C ○ 法19条1項、昭和25. 6. 16基収1526号。設問の通り正しい。
- D × 法20条1項。解雇予告の「30日」は暦日で計算されるので、その間の休業日は解雇予告期間に含まれる。

- E × 法22条1項。設問のいわゆる退職時の証明書は、「退職の場合」に請求することができるものであるが、当該「退職の場合」には労働者の自己の都合による退職の場合も含まれる。したがって、設問の場合には、使用者に退職時の証明書の交付義務が生ずる。

【問 5】 正解 B

- A × 法24条1項。賃金は、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払うことができるものとされている。なお、設問の「法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合」には、賃金の一部を控除して支払うことができるものとされている。
- B ○ 最二小昭和48.1.19シンガー・ソーイング・メシーン事件。設問の通り正しい。
- C × 法24条2項。「毎月第2土曜日」のように、月7日の範囲で変動するような期日の定めをすることは許されないものと解されている。なお、設問の『「毎月15日」等と暦日を指定することは必ずしも必要ではなく』とする記述は正しいものである（「月の末日」等と定めることも認められる。）。
- D × 法25条。設問の「疾病」には、業務外のいわゆる私傷病も含まれる。
- E × 法26条、昭和63.3.14基発150号。法26条の休業手当は賃金と解され、法24条（賃金支払5原則）の規定が適用される。

【問 6】 正解 D

- A ○ 法32条2項、昭和63.1.1基発1号。設問の通り正しい。
- B ○ 法32条の3、2項、平成30.12.28基発1228第15号。設問の通り正しい。
- C ○ 法38条の2、3項、則24条の2、3項。設問の通り正しい。

- D × 最一小平成30.7.19日本ケミカル事件。設問は、雇用契約において時間外労働等の対価とされていた定額の手当の支払により労働基準法37条の割増賃金が支払われたとすることができるかを争った事件についての、原審の判断に関する記述であるが、最高裁判所の判決では、「労働基準法37条や他の労働関係法令が、当該手当の支払によって割増賃金の全部又は一部を支払ったものといえるために、前記（設問の記述）のとおり原審が判示するような事情が認められることを必須のものとしているとは解されない。」としたうえで、「原審の判断には、割増賃金に関する法令の解釈適用を誤った違法がある」としている。
- E ○ 法39条1項、昭和63.3.14基発150号、平成21.5.29基発0529001号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B

- A × 法9条、法89条。設問のように、1週間の所定労働時間が20時間未満の労働者を0.5人として換算する規定はない。
- B ○ 法106条、則52条の2。設問の通り正しい。
- C × 法90条1項、昭和25.3.15基収525号。就業規則の作成又は変更にあたっては、設問の労働組合等の意見を聴かなければならないのであり、労働組合等との協議決定を要求するものではない。
- D × 法91条、昭和26.3.31基収938号。設問の就業規則の定めは、法91条（制裁規定の制限）に違反しないものと解されている。
- E × 法89条1号、平成11.3.31基発168号。同一の事業場において、労働者の勤務態様、職種等によって始業及び終業の時刻が異なる場合は、就業規則に、勤務態様、職種等の別ごとに始業及び終業の時刻を規定しなければならない。

〔問 8〕 正解 D

- A ○ 法15条1項、法30条1項1号、則635条。設問の通り正しい。
- B ○ 法15条1項、令7条2項2号。設問の通り正しい。
- C ○ 法16条1項。設問の通り正しい。
- D × 法15条1項、法29条2項。設問の場合は、最も先次の請負契約における注文者である事業者（乙社）に義務が課せられている。
- E ○ 法24条、法31条1項、則655条。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 法42条、法別表第2, 5号。設問の通り正しい。
- B ○ 法42条、法別表第2, 10号。設問の通り正しい。
- C ○ 法42条、法別表第2, 15号。設問の通り正しい。
- D ○ 法42条、令13条3項28号。設問の通り正しい。
- E × 法42条、法別表第2、令13条。天板の高さが1メートル以上の脚立は、法42条の機械等には含まれていない。

〔問 10〕 正解 C

- A × 法66条1項、昭和47. 9. 18基発602号。設問のいわゆる定期健康診断の費用については、事業者が全額負担しなければならない。
- B × 法66条1項、則43条。設問文中の「6 か月を経過しない者」を、「3 か月を経過しない者」とすると正しい記述となる。
- C ○ 法66条1項、平成26. 7. 24基発0724第2号他。設問の通り正しい。
- D × 法66条1項、則14条1項1号。設問の場合、健診機関に委託して実施して差し支えないものとされているのであって、委託しなければならないわけではない。
- E × 法66条の3、法66条の6、則51条の4。健康診断の受診の結果の通知は、受診したすべての労働者に通知しなければならない。

## 労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 法9条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 則49条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 則54条。設問の通り正しい。
- D ○ 法47条の2。設問の通り正しい。
- E × 則51条。労災保険に係る保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労災保険に関する書類（徴収法又は徴収法施行規則による書類を除く。）を、その完結の日から「3年間」保存しなければならない。

〔問 2〕 正解 C（ア・イ・エの三つ）

- ア ○ 則20条。設問の通り正しい。
- イ ○ 則22条。設問の通り正しい。
- ウ × 則23条1項。保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならないとされており、事業主には助力する義務がある。
- エ ○ 則23条2項。設問の通り正しい。
- オ × 則23条の2,1項。事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

〔問 3〕 正解 C

- A ○ 平成13.12.12基発1063号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成13.12.12基発1063号。設問の通り正しい。
- C × 平成13.12.12基発1063号。「基礎疾患を有する者は含まない」とする部分が誤りである。同僚等とは、当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいう。
- D ○ 平成13.12.12基発1063号。設問の通り正しい。
- E ○ 平成13.12.12基発1063号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- B ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- D ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- E × 昭和61.6.30基発383号。保険給付請求書の事業主の証明は派遣元事業主が行うこととされている。

〔問 5〕 正解 D

- A ○ 則11条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 則12条3項、則18条の5,2項。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和25.10.6基発916号。設問の通り正しい。なお、医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償給付の対象とならない。
- D × 昭和30.7.13基収841号。被災労働者が死亡に至るまでに要した搬送の費用は、療養のためのものと認められるので、療養補償給付の対象となる。
- E ○ 法22条の2,3項、法31条2項、3項、則44条の2,3項。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B（イ・ウの二つ）

ア × 特別支給金規則4条2項。既に身体障害のあった者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害特別支給金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額である。

イ ○ 特別支給金規則5条の2, 1項、則別表第1の2。設問の通り正しい。

ウ ○ 特別支給金規則12条。設問の通り正しい。

エ × 特別支給金規則19条。特別加入者には、特別給与を算定の基礎とする特別支給金は、支給されない。

オ × 特別支給金規則20条他。特別支給金については、保険給付と異なり、譲渡、差押えは禁止されていない。

〔問 7〕 正解 A

A × 法29条1項。葬祭料の給付は、社会復帰促進等事業に含まれていない。

B ○ 法29条1項2号。設問の通り正しい。

C ○ 法29条1項2号。設問の通り正しい。

D ○ 法29条1項2号。設問の通り正しい。

E ○ 法29条1項3号。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 D

A × 法10条2項。法10条において政府が徴収する労働保険料として定められているものは、設問の保険料のほか、「特例納付保険料」を加えた「計6種類」である。

B × 法11条1項、法12条1項1号。設問の事業の場合、一般保険料に係る保険料率（一般保険料率）は、「労災保険率と雇用保険率とを加えた率」とされており、「事務経費率」を加えるとする旨の規定はない。

- C × 法11条3項、則12条1号、則13条1項、則13条2項1号。「いわゆる請負代金の額そのものをいい、注文者等から支給又は貸与を受けた工事用物の価額等は含まれない」とする点が誤りである。設問の請負金額には、注文者等から支給又は貸与を受けた工事用物の価額等を請負代金の額に「加算する」ととされている。
- D ○ 法15条1項1号、則24条1項。設問の通り正しい。
- E × 法18条、則27条1項。設問の場合、延納の対象から除かれる事業は、当該保険年度において「9月1日」以降に保険関係が成立した事業ではなく、「10月1日」以降に保険関係が成立した事業である。

【問 9】 正解 B

- A × 法12条4項、平成21. 12. 28厚労告535号。設問の事業のうち、「園芸サービスの事業」については、一般の事業に適用する料率が適用される。なお、建設の事業及び清酒製造の事業に関する記述は正しい。
- B ○ 法19条1項、平成30. 11. 30基発1130第2号。設問の通り正しい。
- C × 法19条6項、則36条、平成30. 11. 30基発1130第2号。労働保険料還付請求書は、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」ではなく、「官署支出官」又は「所轄都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏（所轄都道府県労働局資金前渡官吏）」に提出しなければならない。
- D × 則38条1項、2項3号、6号。事業主は、既に納付した概算保険料の額と確定保険料の額が同一であり過不足がないときは、確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出するに当たって、「日本銀行」を経由することは「できない」。なお、設問の事業主は、確定保険料申告書を年金事務所（所定の要件を満たす場合に限る。）又は労働基準監督署を経由して提出することができる。

E × 法19条4項、5項、国税通則法10条、平成30.11.30基発1130第2号。設問の場合、事業主は、通知を受けた日の翌日から起算して「30日以内」ではなく、通知を受けた日から「15日以内」にその不足額を納付しなければならない。なお、この場合の「通知を受けた日から15日以内」は、通知を受けた日の翌日から起算するものとされている。

〔問 10〕 正解 C（イとエ）

ア ○ 法4条の2、則1条1項3号、則4条2項、平成30.11.30基発1130第2号。設問の通り正しい。

イ × 則77条。設問後半のような規定はない。なお、設問前半の記述は正しい。

ウ ○ 整備法5条1項。設問の通り正しい。労災保険暫定任意適用事業の事業主が労災保険の任意加入の申請を行うに当たり、当該事業に使用される労働者の同意を得る必要はないため、設問の申請は有効である。

エ × 則附則3条1項、整備法8条1項、2項1号、整備省令3条、平成30.11.30基発1130第2号。設問の場合、保険関係消滅申請書に労働者の同意を得たことを証明することができる書類を添付しなければならない。

オ ○ 法4条の2、1項、則4条1項5号。設問の通り正しい。

## 雇 用 保 険 法

### (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A × 法14条2項1号。最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が特例受給資格を取得したことがある場合においては、当該特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、被保険者期間に「含まれない」。
- B × 法14条1項、行政手引50103。家族手当、住宅手当等の支給が1月分ある場合でも、本給が11日分未満しか支給されないときは、その月は被保険者期間に算入されない。
- C × 法14条1項、行政手引50103。設問の場合、被保険者期間として計算する月は、「後の方」の離職の日に係る算定対象期間について算定される。
- D × 法14条1項、行政手引21454、行政手引50501。労働基準法26条の規定に基づく休業手当は賃金と認められ、また、日給者についても「賃金支払の基礎となった日数」には、現実に労働した日でなくても、休業手当支払の対象となった日が含まれるため、当該離職の日以前1か月は被保険者期間として算入される。
- E ○ 法14条2項2号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 A (イの一つ)

- ア ○ 法17条3項、平成26.9.17厚労告292号。設問の通り正しい。
- イ × 法17条1項。賃金日額の計算に当たり算入される賃金は、原則として、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の「3か月間」ではなく「6か月間」に支払われたものに限られる。
- ウ ○ 法16条2項。設問の通り正しい。
- エ ○ 法18条1項。設問の通り正しい。
- オ ○ 法19条1項、行政手引51255。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 B

- A ○ 則54条1項。設問の通り正しい。
- B × 則24条1項。公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業の認定は、1月に1回直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行うものとされている。
- C ○ 法15条3項、則23条1項1号。設問の通り正しい。
- D ○ 法15条4項4号、則28条1項、行政手引51401。設問の通り正しい。
- E ○ 法69条1項、労審法7条1項、同法8条1項。設問の通り正しい。なお、設問の受給資格の否認は失業等給付に関する処分に含まれ、これに不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる。

〔問 4〕 正解 D

- A ○ 則1条3項。設問の通り正しい。
- B ○ 則1条5項本文、則101条の19,1項。設問の通り正しい。
- C ○ 則1条5項1号、則101条の2の11,1項、則101条の2の12,1項。設問の通り正しい。
- D × 法81条2項、則1条1項、2項、5項、行政手引20951。短期雇用特例被保険者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣の委任を受けた「当該被保険者を雇用する適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」が行うこととされている。
- E ○ 則1条5項5号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B

- A × 法56条の3,1項1号ロ。設問の者は、「就業手当」ではなく「再就職手当」を受給することができる。
- B ○ 法58条1項。設問の通り正しい。

- C × 法56条の3, 1項2号。設問の受給資格者は、「再就職手当」ではなく「常用就職支度手当」を受けることができる。なお、常用就職支度手当を受けるためには、「厚生労働省令で定める安定した職業」に就くことが必要である。
- D × 法56条の3, 3項2号。早期再就職者に係る再就職手当の額は、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に「10分の6」ではなく「10分の7」を乗じて得た数を乗じて得た額である。
- E × 則100条の3。短期訓練受講費の額は、教育訓練の受講のために支払った費用の額に「100分の40」ではなく「100分の20」を乗じて得た額（その額が10万円を超えるときは、10万円）である。

〔問 6〕 正解 C

- A ○ 法61条1項本文、2項、行政手引59011、行政手引59012。設問の通り正しい。
- B ○ 法61条5項本文、1号。設問の通り正しい。
- C × 法61条1項本文、行政手引59023、行政手引59143。設問の、冠婚葬祭等の私事により欠勤したことで賃金の減額の対象となった日がある場合については、実際に支払われた賃金額に、当該減額された賃金が支払われたものとみなして算定した賃金額を加えた額がみなし賃金額となる。なお、「みなし賃金日額」とは、被保険者が60歳に達した日等を受給資格に係る離職の日とみなして算定されることとなる賃金日額に相当する額のことをいうが、設問のみなし賃金日額は、支給対象月に支払われる賃金額のことをみなし賃金日額を表現しているものと思われる。
- D ○ 法61条の2, 4項。設問の通り正しい。なお、雇用保険法56条の3, 1項1号ロに定める就業促進手当とは、再就職手当のことである。
- E ○ 法61条の2, 2項。設問の通り正しい。高年齢再就職給付金に係る支給対象月は、その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限られているので、再就職日が月の途中である場合は、その月の高年齢再就職給付金は支給されない。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 則102条の3,1項2号イ(4)。設問の通り正しい。
- B ○ 則120条。設問の通り正しい。
- C ○ 則120条の2。設問の通り正しい。
- D × 則110条の3,2項1号イ。一般トライアルコース助成金は、一定の安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、「3か月以内」の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主が対象となる。
- E ○ 法66条6項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法27条1項、昭和55.6.5発労徴40号。設問の通り正しい。
- B ○ 法27条3項、昭和55.6.5発労徴40号。設問の通り正しい。
- C ○ 法27条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法28条1項ただし書、5項3号。設問の通り正しい。
- E × 法28条1項。設問の延滞金の計算の基礎となる期間の日数の起算日は、「督促状で指定した期限の翌日」ではなく、「納期限の翌日」である。なお、労働保険料に係る延滞金の割合は、当該納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3%とされている。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 法33条1項、則62条2項。設問の通り正しい。
- B × 則64条1項、則78条3項。設問の場合、「所轄労働基準監督署長」を経由して提出するものとされており、「所轄公共職業安定所長」を経由することとはできない。

- C × 則65条。設問の届書は、「厚生労働大臣」ではなく、「所轄都道府県労働局長」に提出しなければならない。
- D × 法33条1項。「労災保険の保険給付に関する請求の事務」は、労働保険事務組合が処理することができる事務に含まれていない。
- E × 法35条2項、3項。政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされており、その場合、「労働保険事務組合に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる」とされているのであって、「当該労働保険事務組合と当該事業主の両者に対して同時に当該延滞金に関する処分を行う」のではない。

〔問 10〕 正解 C

- A × 法32条1項。事業主は、日雇労働被保険者が負担すべき一般保険料の額のほか、印紙保険料に係る額についても、当該日雇労働被保険者の賃金から控除することができる。
- B × 法46条4号。設問の場合、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」とされており、設問の事業主は、罰金刑に限られず、懲役刑に処せられることもある。
- C ○ 法2条2項、則3条。設問の通り正しい。なお、「賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項」は、「厚生労働大臣」が定めることとされている。
- D × 法42条。「行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。」とされているため、行政庁は、「過去に労働保険事務組合であった団体」に対しても、出頭を命ずることができる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E × 則73条1項。「事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合には、労働保険徴収法施行規則によって事業主が行わなければならない事項を、その代理人に行わせることができる。」とされている。

## 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 A

- A × 「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」。「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は80.9%（約8割）、「現金給与以外の労働費用」の割合は19.1%（約2割）となっている。
- B ○ 「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C ○ 「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- D ○ 「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- E ○ 「平成28年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E

- A ○ 「平成29年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- B ○ 「平成29年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C ○ 「平成29年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- D ○ 「平成29年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。「労働争議があった」労働組合の割合は1.7%であり、5%未満となっている。
- E × 「平成29年労使間の交渉等に関する実態調査（厚生労働省）」。安定的（「安定的に維持されている」と「おおむね安定的に維持されている」の合計）とする割合は89.1%となっており、「約4分の3」（75%）とはいえない。

〔問 3〕 正解 A

- A × 労働契約法4条1項、平成24.8.10基発0810第2号。法4条1項は、労働契約の締結前において使用者が提示した労働条件について説明等をする場面をも含むものとされている。
- B ○ 労働契約法7条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。
- C ○ 労働契約法15条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。
- D ○ 労働契約法17条1項、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。
- E ○ 労働契約法10条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B

- A ○ 最低賃金法13条。設問の通り正しい。
- B × (24) 高年齢者雇用安定法附則3項。平成25年4月1日前は、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定に定める基準により限定することができたが、改正により当該仕組みは廃止されたため、平成25年4月1日以後新たに継続雇用制度を導入する場合には、労使協定に定める基準により対象者を限定することはできない。
- C ○ 障害者雇用促進法36条の2。設問の通り正しい。
- D ○ 最二小平成6.4.22人材スカウト報酬金等請求(東京エグゼクティブ・サーチ)事件。設問の通り正しい。
- E ○ 職業安定法20条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D

- A × 社労士法25条の33。社会保険労務士会は、設問の場合には、社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して、「注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる」とされている。
- B × 社労士法2条2項、3項。設問の業務（紛争解決手続代理業務）は、特定社会保険労務士に限り、行うことができるとされている。

- C × 社労士法2条の2,1項。社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人「に代わって」ではなく、弁護士である訴訟代理人「とともに」出頭し、陳述をすることができるとしている。
- D ○ 社労士法25条の3の2,2項。設問の通り正しい。
- E × 社労士法25条の9,1項1号、則17条の3,2号。社会保険労務士法人は、労働者派遣法5条1項に規定する許可を受けて行う労働者派遣事業であって、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士が労働者派遣の対象となり、かつ、派遣先が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人(一定のものを除く。)であるものに限り、同法2条3号に規定する労働者派遣事業を行うことができる。

【問 6】 正解 A

- A × 国保法54条の3,1項。設問の場合には、「療養費」ではなく、「特別療養費」が支給される。
- B ○ 国保法58条1項。設問の通り正しい。なお、国民健康保険法における出産育児一時金又は葬祭費若しくは葬祭の給付は、設問文にある通り「特別の理由があるときは、その全部又は一部の支給を行わないことができる。」とされていることから、相対的必要給付とされている。
- C ○ 国保法83条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 国保法84条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 国保法78条、法91条1項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A ○ 介保法27条8項。設問の通り正しい。
- B ○ 介保法24条2項。設問の通り正しい。なお、設問のほか、厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- C × 介保法45条2項、3項、法49条の2。居宅介護住宅改修費の額は、現に住宅改修に要した費用の額の「100分の75」ではなく、「100分の90（一定の場合には100分の80又は100分の70）」である。なお、設問のその他の記述については正しい。
- D ○ 介保法115条の45,5項。設問の通り正しい。
- E ○ 介保法117条。設問の通り正しい。設問は、「市町村介護保険事業計画」に関するものである。

〔問 8〕 正解 D

- A × 高齢者医療確保法75条3項。設問の場合に生活療養標準負担額の改定を義務付けられているのは、「後期高齢者医療広域連合」ではなく、「厚生労働大臣」である。なお、後期高齢者医療における「生活療養標準負担額」は、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法に規定する食費の基準費用額及び居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、別に定める額）である。
- B × 高齢者医療確保法79条3項。設問の場合に意見を聴かなければならないとされているのは、「後期高齢者医療審査会」ではなく、「中央社会保険医療協議会」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 高齢者医療確保法80条。設問の指定訪問看護に関する指導は、「市町村長（特別区の区長を含む。）」ではなく、「厚生労働大臣又は都道府県知事」から受けるものとされている。
- D ○ 高齢者医療確保法83条。設問の通り正しい。
- E × 高齢者医療確保法86条1項。後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、「条例の定めるところにより」、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとされている。なお、設問のその他の記述については正しい。また、設問にあるように「特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。」とされていることから、後期高齢者医療制度における葬祭費の支給及び葬祭の給付は、「相対的必要給付」とされている。

〔問 9〕 正解 E

- A × 介保法13条1項。設問の場合には、B県B市に住民票を異動させても、住所地特例の適用を受けることとなり、異動前（入院前）の住所地であるA県A市が当該被保険者に係る介護保険の保険者となる。
- B × 国保法9条3項、6項。設問の場合において被保険者証を返還したときは、その世帯に属する被保険者全員に対して被保険者資格証明書が交付されるわけではなく、15歳の世帯主の子については、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に該当するため、有効期間を6月とする被保険者証が交付される。
- C × 船保法2条2項、法14条6号。設問の疾病任意継続被保険者は、75歳となったときに後期高齢者医療の被保険者となり、その日に疾病任意継続被保険者の資格を喪失する。

D × 高齢者医療確保法55条の2。設問の場合は、住民票の異動前（入院前）のA県の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるのであり、住民票上のB県の後期高齢者医療の被保険者となるのではない。入院等により国民健康保険の被保険者として住所地特例の適用を受けることで住所を有するとみなされた市町村（「従前住所地市町村」という。設問の場合A県A市）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内（設問の場合B県B市）に住所を有する者が、後期高齢者医療の被保険者の要件を満たしたときは、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（従前住所地後期高齢者医療広域連合）が行う後期高齢者医療の被保険者となる。

E ○ 介保法9条。設問の通り正しい。介護保険の被保険者には、①市町村（特別区）の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）、及び②市町村（特別区）の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）、の2種類がある。設問前段部分の「A県A市に住所を有する医療保険加入者（介護保険法に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）ではない60歳の者」は、60歳であるため第1号被保険者に該当せず、また、医療保険加入者ではないため第2号被保険者にも該当しない。設問後段の「A県A市に住所を有する医療保険加入者ではない65歳の者」は、医療保険加入者ではないが、「市町村（特別区）の区域内に住所を有する65歳以上の者」に該当するため、第1号被保険者となる。

《注》

E肢中の「介護保険法施行法に規定する適用除外に関する経過措置」とは、当分の間、40歳以上65歳未満の医療保険加入者又は65歳以上の者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による支給決定（一定のものに限る。）を受けて同法に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設（一定のものに限る。）に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由があるもので厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者とし、とするものなどである。

〔問 10〕 正解 A

- ① 平成24. 8. 22法律63号（年金一元化法）附則1条。設問の改正の施行日は、「平成27年10月 1 日」である。
- ② （27）健保法附則1条。設問の改正の施行日は、「平成28年 4 月 1 日」である。
- ③ （28）確拠法附則1条。設問の改正の施行日は、「平成29年 1 月 1 日」である。
- ④ （30）国民年金法施行規則附則1条、平成30. 2. 27年管企発0227第2号。設問の改正の施行日は、「平成30年 3 月 5 日」である。
- ⑤ （24）国年法附則1条3号、平成28. 11. 24法律50号（年金受給資格期間短縮法）。設問の改正の施行日は、「平成29年 8 月 1 日」である。なお、設問の老齢基礎年金の受給資格期間の短縮の改正は、当初は消費税率の10%への引上げと同時に行われることとされていたが、無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、年金受給資格期間短縮法により平成29年 8 月 1 日から施行されることとなった。
- ⑥ （28）国年法附則1条5号。設問の改正の施行日は、「平成31年 4 月 1 日」である。

上記改正の施行日を古いものから並べると、①⇒②⇒③⇒⑤⇒④⇒⑥となるため、正解はAとなる。

## 健康保険法

〔問 1〕 正解 C

- A ○ 法7条の16。設問の通り正しい。
- B ○ 法49条1項、2項。設問の通り正しい。
- C × 法21条2項、3項。設問の前段は正しいが、設問の後段については、「事業主が選定する」のではなく、「理事が選挙する」。
- D ○ 法7条の9、法7条の12, 1項、法7条の18, 3項。設問の通り正しい。
- E ○ 法7条の28, 2項、法7条の29, 2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D

- A × 法42条2項。「翌年の9月まで」ではなく、「翌年の8月まで」である。
- B × 法85条の2, 1項、法110条1項。「入院時生活療養費」ではなく、「家族療養費」が支給される。
- C × 法87条1項。設問の場合は、療養費は支給されない。保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるときに、療養費を支給することができる。
- D ○ 法115条、令42条3項4号、4項4号。設問の通り正しい。
- E × 法100条1項、令35条、昭和7.4.25保規129号。当該被保険者と同一世帯であったか否かは問わない。

〔問 3〕 正解 E

- A ○ 法200条。設問の通り正しい。

- B ○ 法3条5項、6項、昭和27.12.4保文発7241号。設問の通り正しい。6か月ごとに支給される通勤手当は、単に支払上の便宜によるものであり、支給の実態は原則として毎月の通勤に対し支給され、被保険者の通常の生計費の一部に充てられているため、3か月を超える期間ごとに支給されるものであっても、報酬の範囲に含まれる。
- C ○ 法75条の2,1項、平成18.9.14保保発0914001号。設問の通り正しい。
- D ○ 法86条1項、平成28.3.4保医発0304第12号。設問の通り正しい。
- E × 法115条の2,1項。介護保険から高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費が支給される場合であっても、高額介護合算療養費は支給される。

〔問 4〕 正解 B（アとウ）

- ア × 法3条3項2号、昭和24.7.28保発74号。常時1人以上の従業員を使用する法人の事業所は適用事業所となるが、法人の代表者であっても、法人から労働の対償として報酬を受けている場合には、その法人に使用される者として被保険者となるため、設問の事業所については適用事業所となり得る。
- イ ○ 法83条。設問の通り正しい。
- ウ × 法193条1項、昭和30.9.7保険発199号の2。出産手当金を受ける権利は、「労務に服さなかった日ごとに」その翌日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。
- エ ○ 法119条、昭和26.5.9保発37号。設問の通り正しい。保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができるとされているが、設問はこの場合の傷病手当金の制限の具体的な取扱いである。
- オ ○ 法附則8条1項。設問の通り正しい。原則の介護保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額に定率の介護保険料率を乗じて算定されるが、特別介護保険料額は、所得段階別の定額の介護保険料とされている。

〔問 5〕 正解 E

- A ○ 法55条、昭和48.12.1保険発105号・庁保険発24号。設問の通り正しい。
- B ○ 法3条7項3号。設問の通り正しい。
- C ○ 法3条7項、平成5.3.5保発15号・庁保発4号。設問の通り正しい。
- D ○ 法99条1項、昭和26.7.13保文発2349号。設問の通り正しい。前に発生した疾病について傷病手当金の支給期間が満了し、その後もなお、疾病の療養のため労務不能である者について、他の疾病が発生し、この後に発生した疾病についてみても労務不能と考えられる場合には、前の疾病についての療養継続中ではあっても、後の疾病について支給されるべきものとされている。
- E × 法104条、昭和26.5.1保文発1346号。設問の場合、傷病手当金の支給は復活されない。

〔問 6〕 正解 D

- A × 法160条10項、11項。厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適當であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができ、厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。
- B × 法182条、法183条。保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- C × 法123条2項。日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、設問の業務は、「厚生労働大臣」が行う。
- D ○ 法181条の3,1項。設問の通り正しい。
- E × 則139条2項。「当該不足の生じる月の初日」ではなく、「当該不足の生じる月の10日」までに払い込まなければならない、である。

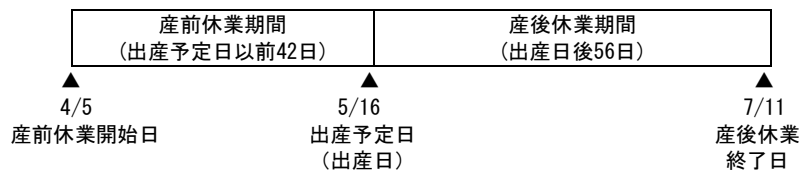
〔問 7〕 正解 A（アとイ）

- ア ○ 法65条3項3号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法88条6項、7項。設問の通り正しい。
- ウ × 法56条。傷病手当金及び出産手当金の支給は、毎月一定の期日に行うことができるので、誤り。
- エ × 法150条3項、昭和60.4.6庁保発7号。設問中「高額療養費支給見込額の90%」は、正しくは、「高額療養費支給見込額の80%」である。
- オ × 法93条。設問中「20日以内」は、正しくは、「10日以内」である。

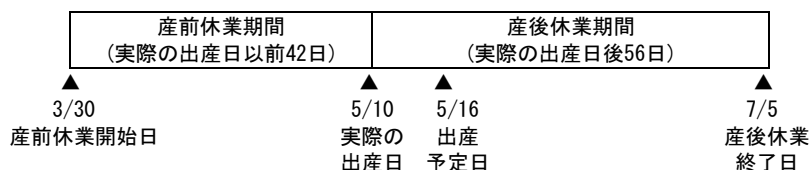
〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法3条5項、6項、平成15.10.1保保発1001002号・庁保険発1001001号。設問の通り正しい。
- B ○ 法159条の3。設問の通り正しい。産前産後休業期間中の保険料免除の期間は、「産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで」の期間のため、設問の場合は、次の通りとなる。

- ・ 出産予定日が5月16日（実際の出産日も同様）の場合…4月分から保険料免除の対象となる



- ・ 出産予定日が5月16日、実際の出産日が5月10日の場合…3月分から保険料免除の対象となる



- C ○ 則50条1項、7項。設問の通り正しい。
- D ○ 法104条、法附則3条6項。設問の通り正しい。

- E × 法99条1項、平成15. 2. 25保保発0225007号・庁保険発4号。設問の後段が誤り。本来の職場における労務に対する代替的性格を持たない副業ないし内職等の労務に従事したり、あるいは傷病手当金の支給があるまでの間、一時的に軽微な他の労務に服することにより、賃金を得るような場合その他これらに準ずる場合には、通常労務不能に該当するものであるとされる。

【問 9】 正解 D（ウとオ）

- ア × 法3条4項。設問のように適用除外の規定に該当するに至ったため一般の被保険者の資格を喪失した者も、所定の要件を満たし、資格喪失日から原則として20日以内に保険者に申し出た場合は、任意継続被保険者となることができる。
- イ × 法38条。任意継続被保険者の資格喪失要件に「被扶養者となる要件を満たした場合」という規定はない。
- ウ ○ 法36条、平成25. 1. 25保保発0125第1号。設問の通り正しい。
- エ × 法43条1項、平成30. 3. 1保保発0301第2号。設問中「継続した12か月」は、正しくは、「継続した9か月」である。
- オ ○ 法41条1項、平成29. 6. 2事務連絡。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 C

- A ○ 法43条1項、平成29. 6. 2事務連絡。設問の通り正しい。
- B ○ 法36条、法161条1項、2項、昭和26. 3. 9保文発619号。設問の通り正しい。
- C × 法156条3項、法167条1項。前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。したがって、設問の場合、保険料は、資格喪失月の前月である「6月分」まで生じ、7月25日支払いの給与（6月16日から7月15日までの期間に係るもの）まで保険料を控除する。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

D ○ 法45条1項、平成18.8.18事務連絡。設問の通り正しい。標準賞与額の累計は、保険者単位で行われる。

E ○ 平成11.3.31保険発46号・庁保険発9号。設問の通り正しい。

## 厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 法附則8条の2,4項。設問の通り正しい。
- B ○ 法87条1項1号、4項。設問の通り正しい。
- C ○ 法43条2項、3項。設問の通り正しい。
- D ○ 法附則8条。設問の通り正しい。
- E × 法65条の2。夫に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、当該夫が国民年金法の規定による遺族基礎年金の受給権を有する場合には、60歳に到達するまでの間、その支給を停止しない。

〔問 2〕 正解 C

- A × 法20条2項。設問の場合、その年の9月1日から、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額等級区分の改定を行うことができる。
- B × 法85条4号他。設問の場合に、事業主が保険料の免除の申請を行うことができる旨の規定はない。
- C ○ 法81条4項、(24)法附則83条～85条。設問の通り正しい。
- D × 法59条1項。設問の夫及び子は、いずれも遺族厚生年金を受けることができる遺族とされない。
- E × 法81条の2,1項。任意単独被保険者及び高齢任意加入被保険者は、いずれも育児休業期間中の第1号厚生年金被保険者に係る保険料の免除の規定の対象となる。

〔問 3〕 正解 A

- A × 法47条1項ただし書、法47条の2, 1項、2項。いわゆる事後重症による障害厚生年金は、障害認定日後から「65歳に達する日の前日」までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至った場合に、その期間内に請求することができることとされている。
- B ○ 法附則16条の3, 1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法50条1項、2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法58条1項2号。設問の通り正しい。
- E ○ 令3条の12の11。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D

- A × 法6条1項、3項。常時5人以上の従業員を使用する個人経営の畜産業者である事業主の事業所は、強制適用事業所とならないので、適用事業所となるためには、厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受ける必要がある。
- B × 法6条1項1号、法7条。設問の場合、任意適用事業所の認可があったものとみなされ、引き続き適用事業所となるため、任意適用事業所の認可申請を行う必要はない。
- C × 法6条1項1号。常時5人以上の従業員を使用する個人経営のと殺業者である事業主の事業所は、強制適用事業所である。
- D ○ 則13条3項。設問の通り正しい。
- E × 則23条1項、3項。住所変更があった船舶所有者は、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。なお、設問の船舶所有者以外の事業主に関する記述については正しい。

〔問 5〕 正解 E (エとオ)

- ア × 則78条他。設問の場合には、いわゆる合意分割の請求はできない。
- イ × 則78条の14, 2号ロ。設問の場合には、いわゆる3号分割の請求が得る。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- ウ × 法14条5項。適用事業所に使用される70歳未満の被保険者が70歳に達したときは、それに該当するに至った日に、被保険者の資格を喪失する。
- エ ○ 法附則4条の3,2項。設問の通り正しい。
- オ ○ 法13条2項。法附則4条の5,1項。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 E

- A × 法59条の2。設問の場合における遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、当該航空機が行方不明となった日に、当該被保険者が死亡したものと推定される。
- B × 則40条の2,1項。老齢厚生年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。
- C × 則32条の3,1項。設問の届書は、老齢厚生年金の受給権者が国会議員となったときに提出するものである。
- D × 則46条。加給年金額対象者の不該当の事由が、「配偶者が65歳に達したとき」である場合には、設問の届書を提出する必要はない。
- E ○ 法73条の2。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 D

- A ○ 法23条の3,1項ただし書。設問の通り正しい。
- B ○ 法23条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法24条1項。設問の通り正しい。
- D × 法67条1項。配偶者に対する遺族厚生年金は、その配偶者の所在が1年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、その支給を停止する。
- E ○ 法64条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B

- A ○ 則68条の2,1項。設問の通り正しい。
- B × 法23条の2,1項。育児休業等終了時改定は、育児休業等を終了した日の翌日が属する月以後の3月間に受けた報酬（原則として、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）の平均により判断する。なお、設問の者が、仮に、育児休業をした日数分給与が差し引かれる場合には、4月は給与の支払いがなく、5月については、報酬支払基礎日数が17日未満であるため、6月10日に支払った給与により判断することとなる。
- C ○ 則14条の3,1項。設問の通り正しい。
- D ○ (24)法附則17条2項1号、則14条の4,1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法44条4項4号、法50条の2,4項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 法37条2項、3項。設問の通り正しい。
- B × 法63条2項。障害等級2級に該当する障害の状態にある子に遺族厚生年金の受給権が発生し、19歳のときに障害等級3級に該当する障害の状態になった場合には、障害等級3級に該当する障害の状態になったときに、当該受給権は消滅する。なお、設問文前段の記述については正しい。
- C × 法附則7条の4,1項、法附則7条の5,1項、法附則11条の5、法附則11条の6,1項他。老齢厚生年金と雇用保険法に基づく給付の調整は、特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当又は高年齢雇用継続給付との間で行われ、高年齢求職者給付金との調整は行われない。
- D × 法附則29条1項。かつて脱退一時金を受給した者であっても、所定の要件を満たした場合には、再度脱退一時金の支給を請求することができる。
- E × 法60条他。遺族厚生年金に加給年金額は加算されない。

〔問 10〕 正解 B（アとオ）

ア ○ 則1条1項。設問の通り正しい。

イ × 法附則8条の2,3項、法附則9条の4,1項。設問の場合には、62歳から定額部分と報酬比例部分を受給することができる。

ウ × 法56条1号。障害手当金に係る障害の程度を定めるべき日において障害厚生年金の受給権者〔最後に障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して当該障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。〕である者には、障害手当金は支給されない。

エ × 法附則11条1項他。64歳である特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者である日が属する月において、総報酬月額相当額及び基本月額との合計額が28万円を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、原則として、当該合計額から28万円を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額が支給停止される。

オ ○ 法27条。則19条の5,1項。設問の通り正しい。

## 国民年金法

〔問 1〕 正解 C（イとエ）

ア × 法86条。政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。）  
に対し、市町村長（特別区の区長を含む。）が国民年金法又は同法に基づく  
政令の規定によって行う「事務の処理に必要な費用」を交付する。

イ ○ 法109条の9, 1項、2項。設問の通り正しい。

ウ × 法109条の3, 1項、2項。保険料納付確認団体は、当該団体の構成員そ  
の他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る  
保険料が納期限までに納付されていない事実（「保険料滞納事実」という。）  
の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うもの  
とされており、「被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要  
な情報を当該被保険者に通知する義務を負う」とはされていない。

エ ○ 則15条4号。設問の通り正しい。

オ × 法92条の3, 1項。国民年金基金に納付事務を委託することができるの  
は、国民年金基金の加入員に限られる。

〔問 2〕 正解 C

A × 法30条1項。設問のような規定はない。初診日において被保険者であ  
れば、その者が同日において保険料の納付猶予の適用を受けていたとしても、  
他の要件を満たす限り、その者に障害基礎年金は支給される。

B × 法40条1項3号。死亡した被保険者の兄は、子の伯父（傍系血族）であ  
り、子が当該伯父（直系血族又は直系姻族以外の者）の養子となったときは、  
当該子の遺族基礎年金の受給権は消滅する。

C ○ 法37条の2, 1項。設問の通り正しい。

- D × 法18条2項。年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。設問の場合は、支給を停止すべき事由が消滅した月について、その支給が停止される。なお、年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じた日とその事由が消滅した日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。
- E × 法131条。設問の「400円」を「200円」に置き換えると正しい文章になる。

〔問 3〕 正解 B

- A × 法137条の3、法137条の3の3。設問の「4分の3以上」を「3分の2以上」に置き換えると正しい文章になる。
- B ○ 法52条の2, 1項、2項。設問の通り正しい。
- C × 法90条の3, 1項。設問のような規定はない。
- D × 法87条の2, 2項。付加保険料の納付は、産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月について行うことができる。
- E × 設問の場合、「平成31年3月」から、被保険者期間に算入される。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 法89条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 法52条の3, 1項、2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法28条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法28条4項、令4条の5, 1項。設問の通り正しい。
- E × 法49条1項。設問の死亡した夫は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間を10年以上有さないため、妻に寡婦年金は支給されない。

〔問 5〕 正解 C

- A × 法7条1項。第1号被保険者について、国籍要件は問われない。また、第2号被保険者及び第3号被保険者は国内居住要件を問われず、第2号被保険者は、原則として、年齢要件は問われない。
- B × 法28条、法附則9条の2。老齢基礎年金の支給の繰上げについては、法附則において当分の間の措置として規定されている。また、老齢基礎年金の支給の繰下げについては、法28条において規定されている。
- C ○ (60)法附則15条4項。設問の通り正しい。
- D × 令11条の3。基礎年金拠出金の額の算定対象となる被保険者について、第2号被保険者にあつては、「20歳以上60歳未満の者」とされている。
- E × 法72条1号。設問の場合、年金給付の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる」とされている。

〔問 6〕 正解 A

- A × 法101条3項、法附則9条の9の2,5項。脱退一時金に関する処分不服がある者は、「社会保険審査会」に対して審査請求をすることができる。
- B ○ 法31条。設問の通り正しい。
- C ○ 法71条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法71条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法30条1項、法30条の2,1項、3項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 法74条2項、3項。設問の通り正しい。
- B ○ 則40条1項、2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法19条4項、令4条の3の2。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × (60)法附則22条。事後重症による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権を有していたことがある者については、法第30条の2第1項（事後重症による障害基礎年金）の規定にかかわらず、支給しない。
- E ○ 法12条9項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 D

- A ○ 法26条、法附則9条1項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。設問の通り正しい。
- B ○ 法26条、法附則9条1項、(60)法附則8条4項、5項6号、9号他。設問の通り正しい。設問の者は合算対象期間以外の期間を有さないことから、この者に老齢基礎年金は支給されない。
- C ○ 法28条1項他。設問の通り正しい。
- D × (6)法附則11条1項、(16)法附則23条1項。設問の男性は、すでに8年間の保険料納付済期間を有しているため、いわゆる特例の任意加入被保険者となれる期間は「2年間」である。
- E ○ (60)法附則14条1項、(60)法附則16条1項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E

- A × (6)法附則4条1項。設問の障害基礎年金の請求は、65歳に達する日の前日までの間に行わなければならない（いつでも請求できるわけではない。）。
- B × 法37条、法附則9条1項。合算対象期間のみを25年有している者の死亡について、遺族基礎年金は支給されない。

- C × (60)法附則26条。昭和61年4月前に旧法による障害年金の受給権を取得した者に対して更に新法の障害基礎年金の受給権が発生したときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給される（つまり、併合は行われる。）。なお、この場合には、従前の旧法の障害年金の受給権は消滅せず、旧法の障害年金か、併合認定による障害基礎年金か、いずれを受けるかを選択することとなる。
- D × 法5条7項、法37条の2,1項。国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされている。設問の事実婚の男性も遺族基礎年金の支給対象者となり得る。
- E ○ 法36条の2,1項1号、2項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 A

- A ○ 法90条1項、則77条の2、平26.3.31厚労告191号他。設問の通り正しい。  
令和元年8月に保険料の免除を申請する場合は、平成29年7月分から令和2年6月分まで申請可能である。また、設問の所定の所得基準以下に該当しているかについては、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）で判断されることとなる。
- B × 令7条、平31.2.28厚労告47号。保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料をまとめて前納する場合においては、6月又は年を単位として行うことを要しない。設問の者は、令和元年8月に60歳に到達し第1号被保険者の資格を喪失するため、厚生労働大臣が指定する期間として、平成31年4月から令和元年7月までの4か月分を、まとめて前納することが可能である。
- C × 法87条の2,3項。設問の者は、前納した後に国民年金基金の加入員となったため、加入員となった令和元年8月以後の各月に係る付加保険料が、請求により還付されることとなり、7月分の付加保険料は還付されない。

- D × 法88条の2、則73条の6。設問の第1号被保険者は、産前産後の保険料免除の届出後に出産しているため、実際の出産日にかかわらず、出産予定日の属する月の前月である「令和元年9月分」から当該出産予定日の属する月の翌々月である「令和元年12月分」までが、保険料免除の対象となる。
- E × 法94条2項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。設問の免除期間の一部について追納を行う場合、原則としては学生納付特例の期間の保険料を優先するが、本人が希望する場合、当該学生納付特例の期間の保険料より前に納付義務が生じた保険料全額免除期間（学生納付特例の期間及び納付猶予の期間を除く。）の保険料から追納をすることもできる。